

(3)居住系サービス：住まいの場を提供するサービス

| サービス名 | 給付の種類 | サービスの内容 | 障害支援区分 |
|--------|-------|---|------------------------|
| 施設入所支援 | 介護給付 | 施設に入所している人に、夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を行います。 | 区分4以上 (50歳以上は区分3以上) |
| 共同生活援助 | 訓練等給付 | 地域で共同生活をしている人に、夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 | 区分要件なし |
| 自立生活援助 | 訓練等給付 | 施設やグループホーム等から一人暮らしをした人などに、一定期間日常生活の課題に対する助言や、関係機関等との連絡調整などを行います。 | 区分要件なし |

(4)相談支援系サービス：相談支援専門員による相談支援を行うサービス【利用者負担なし】

| サービス名 | 給付の種類 | サービスの内容 | 障害支援区分 |
|--------|----------|--|--------|
| 計画相談支援 | 計画相談支援給付 | 障害福祉サービス等の申請時や支給決定時に、利用する障害福祉サービス等の内容や種類を定めたサービス等利用計画案などを作成し、支給決定後、一定期間ごとにサービス等利用計画案の見直しを行います。 | 区分要件なし |
| 地域移行支援 | 地域相談支援給付 | 施設等に入所している方に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 | 区分要件なし |
| 地域定着支援 | 地域相談支援給付 | 居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制の確保、緊急の事態等における相談その他必要な支援を行います。 | 区分要件なし |

(5)障害児支援サービス：児童福祉法によるサービス

| サービス名 | 給付の種類 | サービスの内容 |
|-------------|-------|---|
| 児童発達支援 | 通所支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 通所支援 | 肢体不自由のある障害児に、児童発達支援及び治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 通所支援 | 通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 通所支援 | 就学中の障害児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 通所支援 | 保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 相談支援 | 障害児通所支援等の申請時及び支給決定時に、利用する障害児通所支援等の種類や内容等を定めた障害児支援利用計画案などを作成し、支給決定後、一定期間ごとに障害児支援利用計画の見直しを行います。 |

※障害児支援サービスの問い合わせ先

民生部子育て・地域福祉課（Tel：072-466-5013）